

Q & A ワシントン協定加盟団体認定プログラム修了者 ～認定から資格取得～ (よくある質問)

Q.1 実務経験は「いつから」算入できますか？

→ A. ワシントン協定加盟団体認定プログラムの修了者は、「職務上の監督者の下での4年を超える実務経験」の経路の場合、「JABEEによるワシントン協定認定プログラム修了の認定書」に記載された日付（修了日）以降、監督者の下で働き始めてから算入できます。

（監督者の要件、その他の経路等、受験資格要件の詳細については、日本技術士会にご確認ください。）

Q.2 「JABEEによるワシントン協定認定プログラム修了の認定書」が必要な理由は？

→ A. JABEE 認定プログラム修了と同等であること、技術士第1次試験合格と同等であることを JABEE が確認・保証したことを示すためです。

技術士会はこの「JABEEによるワシントン協定認定プログラム修了の認定書」提出がない申請者を、技術士補登録、技術士第2次試験受験に当たり、上記 Q.1 の A. に該当する者と認めていません。

Q.3 技術士の試験、登録やその為のアクションを起す必要のあるタイムラインを教えてください。

→ A. 技術士試験、技術士・技術士補登録に関しては日本技術士会 技術士試験センター 電話：03-6432-4585 へ直接御連絡ください。

下記 JABEE ホームページ「技術士への道」下段の「技術士を目指す皆様へ」から日本技術者会のホームページにリンク可能ですので、併せてご利用ください。

https://jabee.org/about_jabee/gijutsushi

また、「JABEEによるワシントン協定認定プログラム修了の認定書」は、申請を受けて付け、審査を行い、発行は毎年3月末の年1回のみとなります。